



ても、住民訴訟の弁護士費用の支払いを請求しないこと。

6 乙、中津川市、甲及び■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ (以下「丙」という。)は、本件が本「合意事項」の内容により終局的に解決されたことを確認し、今後、本合意の趣旨に反する言動等をしないこと。

7 中津川市、甲及び丙は、中津川市と甲、中津川市と丙との間には、本件に関し、本「合意事項」に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認すること。

## 2、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 1議案
- ・指定施設数 5施設
- ・指定期間 令和6年4月1日～令和10年3月31日

議案	施設数	施設名	指定先
1	1	川上一般キャンプ場	株式会社ASH
	2	川上教育キャンプ場	
	3	川上国設キャンプ場	
	4	川上緑地管理所 (YOU・遊館)	
	5	川上広場	

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：内木 里志  
電話：0573-66-1111 (内線 441)